

伊奈町総務建設産業常任委員会

令和4年12月2日（金曜日）

埼玉県伊奈町議会

1. 招集年月日

令和4年12月2日(金)

2. 場所

全員協議会室

3. 開会・閉会等時刻

◎開会	午前	9時00分
・休憩	午前	9時03分
・再開	午前	9時03分
・休憩	午前	9時28分
・再開	午前	9時28分
・休憩	午前	9時35分
・再開	午前	9時36分
・休憩	午前	9時46分
・再開	午前	9時46分
・休憩	午前	9時55分
・再開	午前	9時56分
・休憩	午前	9時56分
・再開	午前	9時58分
・休憩	午前	10時17分
・再開	午前	10時17分
・休憩	午前	10時20分
・再開	午前	10時34分
・休憩	午前	10時53分
・再開	午前	10時54分
◎閉会	午前	11時09分

4. 出席委員名

委員長 戸張光枝

副委員長 武藤倫雄

委員 高橋まゆみ、大野興一、佐藤弘一、村山正弘、山本重幸

議長 永末厚二

5. 欠席委員氏名

委員 なし

6. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 大津真琴 局長補佐 釵持潤子

7. 説明のため出席した者の職・氏名

町長 大島 清

副町長 関口大樹

教育長 高瀬 浩

企画総務統括監 石田勝夫、くらし産業統括監 久木正、健康福祉統括監 松田正、都市建設統括監 中本雅博、消防長 安田昌利、企画課長 秋山雄一、企画課主幹 野本陽、総務課長 森田範仁、生活安全課長 高山睦男、子育て支援課長 秋元和彦、健康増進課長 野口則晃、元気まちづくり課長 斉藤雅之、土木課長 今野茂美、DX 推進・新庁舎整備室長 澤田勝、上下水道課長 鳥海博、上下水道課主幹 細田力、消防次長 畑安昭、消防総務課主幹 依田淳、予防課長 長島秀夫

開会 午前 8時58分

○戸張光枝委員長 定刻になりましたので始めさせていただきたいと思います。

皆様、おはようございます。お忙しい中、ご参集賜りましてありがとうございます。

皆様にお願いがございます。新型コロナウイルス感染症対策としてマスク等の着用をお願いし、また、アクリル板を設置しています。声が聞こえにくい状態ですので、発言する際は、マイクの向きの調整や、マイクに近づくなどのご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから総務建設産業常任委員会を開会いたします。

本日、本委員会の傍聴につきまして申出があった場合は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、許可しないことといたします。

審査に入る前に、大島町長からご挨拶をいただきたいと思います。

○大島 清町長 改めまして、おはようございます。

今日はちょっと寝不足になりそうな感じでございますけれども、今日は4時に時計にタイマーをつけておいて、ベルが鳴って慌てて起きて、サッカーを観戦することになりました。前半は大変でしたけれども、後半になってすごく盛り返ってきて、1-ゼロが2-1で勝ったという、そういう試合でございました。日本中が大変盛り上がったという、そういう意味では勇気づけられる、非常にコロナ禍で大変な時期でもありますけれども、サッカーを通して日本国民が元気になったなということを改めて思ったところであります。

今日は一日、総務建産の常任委員会、開催をいただきまして、本当にありがとうございます。お礼を申し上げたいと思います。

今日は、私ども執行部から10議案、提案をさせていただきましたので、どうぞ全議案ともご承認賜りますよう、よろしく願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願い申し上げます。

○戸張光枝委員長 ありがとうございました。

当委員会に付託された案件は、議案10件であります。これらを議題といたします。

なお、本会議における提案説明並びに自宅での審査期間もありましたので、直ちに質疑に入ります。

初めに、第73号議案 令和4年度伊奈町一般会計補正予算（第9号）の所管事項について質疑を行います。

7ページから8ページまでの歳入全般について、質疑はございませんか。

武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 7ページの衛生費寄附金50万8,000円、ご厚意でお寄せいただいたものかと思うんですが、この経緯をご紹介いただければと思います。

○戸張光枝委員長 健康増進課長。

○野口則晃健康増進課長 こちらの寄附金でございますけれども、伊奈町と健康増進に関する連携協定を締結しております明治安田生命保険相互会社から、地域住民の健康増進に対する寄附といたしまして頂いたものでございます。歳入になりますので、1,000円未満は切り捨てて計上しておりますけれども、寄附金額は50万8,500円でございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 ほかに。

村山委員。

○村山正弘委員 まず、5ページからお尋ねしたいんですけれども、国庫支出金で5,792万6,000円ということで、財政調整基金に2,960万円バックするという形なんですけれども、システムとしてお聞きしたいのは、ワクチン関係の接種費用国庫負担金ですね、これが4,700万円、それでその接種体制づくりに1,000万円、端数は省きますけれども1,000万円という形で、それを財政調整基金の出動で国から補助が下りるまでにそういう体制を取ると、国会で決まったよという形で実施に移す、そういうシステムだと思うんですけれども、内示とか、そういうものがあるものなんですか、伊奈町でこれだけ使いますよとか。

○戸張光枝委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時03分

再開 午前 9時03分

○戸張光枝委員長 休憩前を解いて会議を開きます。

村山委員。

○村山正弘委員 私、5回目のワクチンも完了しているんですけれども、国とかそういうところで報道されると、電話なりお手紙頂いて、ワクチンを打ちに医師を指定して行くんですけれども、その場合に、その医師としてワクチンが来る、何する、ワクチンを打つ医師の手数

料というか、そういうものもあるのではないかなど。それが、このワクチンを接種する費用負担で、ワクチン自体と医者の方務費というか、医療費も含めたものが4,700万円かと想像するんですけども。

それで、あるいはこれを打つ体制をつくるのに別室を設けるとか、そういうので1,000万円使うのかなというような感じがするんですが、町でそれは予算を組んでいるわけではないですから、国からの、これぐらいの予算を盛りますよとか、内示があるものなんですかというのを質問したい。

○戸張光枝委員長 健康増進課長。

○野口則晃健康増進課長 まず、4,754万2,000円の内示決定があるかどうかということなんですけれども、こちらにつきましては、まず町から積算したものを事前に申請させていただきまして、概算払いということで、その金額が、内示というか、通知がございます。国の負担金になりますので、翌年度精算という形になりますので、正確には翌年度に精算して、多かった、少なかったということで、多ければお返しするようになります。

事務費の補助金につきましても、同じような形で、まずは概算で積算して町から申請しまして、その申請した額を概算ということで決定していただきまして、翌年度精算という形になるかと思えます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 そうすると、今年度行っている事業は、来年度精算ということでいいわけですね。

○戸張光枝委員長 健康増進課長。

○野口則晃健康増進課長 そのとおりでございます。負担金につきましては、10分の10の負担率でございます。補助金につきましては、10分の10の補助率でございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 私も5回接種しているんですけども、医療機関全部違うんですが、ワクチン接種単価、それと医院によって別室をつくったり、そういうのでやっている、その体制確保の単価というのはどのぐらいのものなんですか。

○戸張光枝委員長 健康増進課長。

○野口則晃健康増進課長 ワクチン接種に係る費用でございますけれども、1回税込みで

2,277円でございます。

体制づくりの関係で、医療機関に予約枠とか調整させていただいておりますけれども、そちらについては特に負担はかかっておりません。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 そうすると、この1,000万円、どういうふうに使ったんだろう。負担かかっていなかったら。

○戸張光枝委員長 健康増進課長。

○野口則晃健康増進課長 こちらの1,020万7,000円でございますけれども、例えば接種券の作成とか予診票の作成、それから案内等の印刷業務、接種券の郵送料、医療機関等に対する支援に要する経費、そういったものが対象となっております。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 この件については分かりました。ありがとうございます。

それで、次に、7ページの一番下の財政調整基金について、度々発言させてもらっているんですけども、本会議で聞き取れなかったんですけども、令和4年度末の財政調整基金残高6億3,000万円、正確には、あとちょっともう一回説明をお願いしたいんですけども。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○秋山雄一企画課長 こちらの財政調整基金の令和4年度末の残高見込みでございますが、6億3,179万3,000円となります。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 それで、財政調整基金の在り方というところで、今日も質問させていただきたいんですけども、先日、財政調整基金というのは、その年度の剰余金の2分の1は財政調整基金に積めるよという地方自治法上の問題があるんですが、明記されているんですけども、先般の説明では、財政調整基金の在り方について、標準財政規模の6%から8%というようなものがあるんだというお話ですけども、それは各自治体とも守られているものかどうかというのをお聞きしたいんです。

それで、伊奈町の場合、標準財政規模が88億円ぐらいの8%というと、7億円ぐらいが適正なのかなという見解で、今、財政調整基金をやっているかと思うんですけども、この質

間というのは、私も今、上尾、桶川、伊奈衛生議会へ行っているんですけども、上尾、桶川、伊奈衛生議会の全予算は3億円なんです。財政調整基金は1億9,000万円です。だから、財政調整基金はいわゆるコロナ関係の対応とか、いろんなときに使うのに、地方自治法で定める合法的に積み上げていったいいものではないかと思うんですね。内規的な標準財政規模の6%、8%ということ崩していったいいんではないかなと思うんですけども、そこら辺の見解をお願いしたいです。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○秋山雄一企画課長 財政調整基金の関係でございますが、先ほど委員がおっしゃられたように、標準財政規模の6%、8%、最近では10%等、いろんなご意見がございます。この件については、国・県に定められた規定ではございません。あくまで一般論の中でこういうことが好ましいと言われる中で進めているところでございます。

また、県内においても、私どもと同等規模のところ、すごく少ないところ、結構まちまちでございます。委員がご心配されているように、財政調整基金は、確かに何かあったら財政出動できるようなための備えでございますので、1円でも多く、本来であれば持っていたほうが安全ではございますが、なかなか支出とのバランスの中で、こちらをあまり多く積み過ぎてしまいますと、必要な支出が賄えなくなったり、緊急のものに予算がつけられなくなったりすることもございますので、あくまで、よくいわゆる経済学者の方がいろいろ言われるような標準財政規模の6%、8%、10%の中で、日々運営しているところを心がけているところでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 それで、町長が初当選したときに、私に、財政調整基金が2億円きりないんだよ、3億円きりないんだよという話がありました。それから財政調整基金の在り方について勉強させてもらっているんですよ。先般も会派の研修で唐崎市まで行って、この財政調整基金の在り方等を研修受けています。市町村会の大変な講師が立って、やってくれたんですけども。どうもそこからの話を聞いても、財政調整基金は、上の基準というのではないような感じなんですよ。

それで、今回は余剰金のうち6億円が庁舎関係の整備関係の基金に積めて、財政調整基金は6%から8%キープしているというような形ですけども、財調にも振り分けていくと、より柔軟な体制ができるのではないかなという観点でお話をしているんです。それで、ぜひ

日本全国とは言わないですけども、近隣の財調がいわゆる規模的に何%いつているか、例えば北本がどうか、桶川市がどうか、上尾市はどうか、これは質問ではないですけども、そういう観点でももう一回調べ直していただけたらと思います。

以上です。

○戸張光枝委員長 答弁求めますでしょうか。

○村山正弘委員 いや、求めません。

以上です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 ほかに質疑がありませんので、次に移ります。

続いて、歳出に対する質疑に入ります。

9ページから10ページの第2款総務費について質疑はございませんか。

大野委員。

○大野興一委員 総務費の中の財産管理費以下、光熱水費がかなり増額補正になっておると思いますが、どの程度光熱水費が上がっているのか、パーセンテージはどのくらいなのかというのをお答えいただきたいと思います。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○秋山雄一企画課長 今回の光熱水費の全体的なことよろしいでしょうか。

○大野興一委員 はい。

○秋山雄一企画課長 昨今の電気料金、ガソリン等々の値上げによるものでございます。今回の補正予算は、かなり広範囲のところでの光熱水費の補正がございまして、簡単に言いますと、電気料金、ガソリン代、重油代等の値上げによるものでございます。今回の、今審議をお願いしております12月補正の中では、約5,100万円ほど、トータルすると増額補正をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 大野委員。

○大野興一委員 今の物価の状況の中で何%ぐらいかなと。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○秋山雄一企画課長 施設によってまちまちではございます。代表的な役場でございますが、料金的に1年前と比較いたしますと、約65%ほど上がっているところでございます。これは

施設によってまちまちではございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 大野委員。

○大野興一委員 ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 佐藤委員。

○佐藤弘一委員 9ページの財産管理費の12節委託料で、新庁舎整備事業で1億456万3,000円の減額の理由と説明をお願いします。

○戸張光枝委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○澤田 勝DX推進・新庁舎整備室長 こちらにつきましては、事業手法の変更に伴いまして、今年度実施する予定でした新庁舎整備基本設計の業務委託、こちらが今年度実施しないというところでございますので、金額を減額させていただきたいものでございます。

以上です。

○戸張光枝委員長 佐藤委員。

○佐藤弘一委員 分かりました。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありますか。

大野委員。

○大野興一委員 総務費の時間外勤務手当というのは310万円ほどありますが、この内容についてお聞きをいたします。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○森田範仁総務課長 税務職員の人件費の増額となりますが、こちらにつきましては、主に税務課職員の申告等に伴いまして時間外が発生しているところでございます。また、令和4年度、主に年明けて1月以降、また時間外が多く見込まれるところでございますので、今回補正をお願いさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 大野委員。

○大野興一委員 ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 先ほど大野委員からありました光熱水費なんですけど、こちらの増額に関しては、この算定の根拠とございますか、電気料金はどのくらい上がったからとか、ガソリン

がどのくらい上がったからというのを積み上げて、金額を増額しているわけではないんですか。算定の根拠があれば教えてください。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○秋山雄一企画課長 各事業で、主に電気量が多いんですけれども、電気料金につきましては、この年度の途中でも値上げ幅がどんどん変わっているところがございます。この4月から予算を作成するまでの10月、11月ぐらいまでの間でどの程度上がっていたか、それと昨年の使用量、ボリュームも換算しながら、昨年の使用量と同じなのか増えるのか、あと今、電気料金がもう月を追うごとに上がってきているところもありますので、そこを昨年と今年で見込みながら、比較をして足りない分だけ補正をしているというような状態でございまして、施設、施設で使用量や上げ幅というんでしょうか、大きさが違うものですから、一つ一つの施設で昨年の使用量、ボリュームを比べること、それと値上げ幅に応じて、4月から10月、11月までどう変化していったかというのを比べながら、各施設ごとに予算不足を算定していった結果となっております。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 例えばこの電気料金は、単価ベースで、単価として何%の増を見込んでというところあたりがお聞きできればと思うんですけれども。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○秋山雄一企画課長 先ほどの役場を例に取らせていただきますと、例えば役場については、使用量、ボリュームにつきましては、予測としては昨年比8%から9%、このままいくとボリュームは増えるであろうということですが、料金は昨今の値上げ幅ですね、燃料調整費等々が毎月上がっていますので、その分を見込んで料金は65%金額が上がるであろうという計算で、今回予算を計上させていただいています。

これが、各施設でそれぞれ資料がありますので、全体的に見ますと、ボリュームというんでしょうか、使用量は各施設とも急激に伸びたような施設はあまりございませんでした。そんなようなことがございますので、今単価が幾らで、こういう積み上げでというのはすぐ答えられなくて申し訳ないんですけれども、役場を例に取りますと、使用量はあまり変わらず8%、9%程度であります。料金はこのような形になったということでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 あと、これも先ほど大野委員からあったんですけども、徴税費の時間外手当、これは申告業務とかがあるんでということなんですけど、例年このタイミングで、ここ、時間外手当が増額になっているイメージがあるんですけども、これ当初予算でちゃんと組み込めないもんなんですか。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○森田範仁総務課長 人件費の関係でございますが、当初予算でいうところもございます。確かに、過去何年間かの推移も見まして、当初予算においては、ある程度適正な額を見込んでいるところでございますが、やはりここ数年で申し上げますと、申告件数の増であったり、または年度末近く、3月ぐらいに税務署から回ってくる電子申告分等で非常に多くなるという見込みがございまして、今回原課にも積算をしっかりと見込んでいただいて計上させていただいたと、そういう次第でございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 なるべく読めるものは当初予算でしっかり組み込んでいただいてということをお願いしたいと思います。

以上です、ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

村山委員。

○村山正弘委員 10ページ、交通安全対策費、道路照明灯維持管理費補正308万円、当初のいわゆるメンテナンス関係に308万円を補正してやったプラス事業というのはどういう事業なんでしょうか。

○戸張光枝委員長 生活安全課長。

○高山睦男生活安全課長 道路照明灯の関係ですが、当初予算では308万9,000円を予算計上させていただいたんですが、そちらが道路照明灯の電球が切れたときの交換になるんですが、当初予算では100ワットを41基、200ワットを3基ということで積算して、予算計上していたんですが、こちらが現時点でもう電球が44本も交換してしまっていて、今後も3月まで、例年ですと40基ぐらい切れていますので、今回その分を補正させていただきました。当初の積算が少なかったかなと思っているところでございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 確認ですけども、そうするとトータル800基ぐらいの交換が必要になった

ということですか。

○戸張光枝委員長 生活安全課長。

○高山睦男生活安全課長 トータル641万5,000円必要になります。

〔「球の交換数」と言う人あり〕

○戸張光枝委員長 生活安全課長。

○高山睦男生活安全課長 トータルの数につきましては、年間で84基、交換が見込まれます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 結構です。ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時28分

再開 午前 9時28分

○戸張光枝委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

13ページの第6款商工費について質疑はございませんか。商工費です。

大野委員。

○大野興一委員 商工費の商工振興費、忠次公によるまちづくり事業について、これ財源の内訳の変更ということなんですが、この内容について、お願いします。

○戸張光枝委員長 元気まちづくり課長。

○斉藤雅之元気まちづくり課長 こちらの財源の内訳の変更につきましては、ガバメントクラウドファンディングを実施いたしまして、当初予定しておりました132万円、こちらのうち20万6,000円をガバメント型クラウドファンディングで寄附を頂きましたので、こちらを入れさせていただく形で変更したものでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 大野委員。

○大野興一委員 結構です。ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

14ページの第7款土木費について質疑はございませんか。

よろしいでしょうか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

14ページから15ページの第8款消防費について質疑はございませんか。

村山委員。

○村山正弘委員 確認ですけれども、14ページ、これ見ると、消防署員を1人雇用した、雇用というか、採用したのかなと、増になったのかなと思うんですけれども、そこら辺、どうですか。現在59名が60名になったということですか。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○森田範仁総務課長 人件費の関係かと思います。こちらは、補正予算の中で特殊勤務手当と時間外勤務手当を増額させていただいておるところでございますが、職員数が増えたということではなくて、職員の救急出動等が増えた関係で、特殊勤務手当であったり、時間外が非常に多くかかってしまったということで増額をお願いさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 了解です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

大野委員。

○大野興一委員 消防費の常備消防費の需用費の中の特殊勤務手当200万円という金額が計上されておりますが、これについて、内容と、それから例年このぐらいなものなのかということをお聞きします。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○森田範仁総務課長 特殊勤務手当で200万円ほど増額補正をお願いさせていただいているところでございます。こちらにつきましては、特に夏場に新型コロナウイルス感染症の事案が非常に多く発生しまして、消防職員がそういった現場に携わったということで、そういう感染に係る出動については特殊勤務手当が発生いたしますので、その部分を補正させていただ

いたものでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 大野委員。

○大野興一委員 ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 ほかにありますか。

佐藤委員。

○佐藤弘一委員 消防費の消防事務費、消防総務課で需用費で燃料費と出ていますけれども、これは燃料費というのは、どこで使って、どういうものだか、ガソリンだか分からないので教えてください。

○戸張光枝委員長 消防総務課主幹。

○依田 淳消防総務課主幹 燃料につきましては、救急等で使用するガソリンということになります。

以上でよろしいでしょうか。

○戸張光枝委員長 佐藤委員。

○佐藤弘一委員 そうすると、車の燃料費で理解してよろしいのか、ガソリン関係ですか。

○戸張光枝委員長 消防総務課主幹。

○依田 淳消防総務課主幹 はい、そのとおりです。

○戸張光枝委員長 佐藤委員。

○佐藤弘一委員 了解です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

17ページから26ページまでの給与費明細書について質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

第73号議案のうち、所管事項に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第73号議案 令和4年度伊奈町一般会計補正予算（第9号）のうち所管事項について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸張光枝委員長 起立全員です。

よって、第73号議案のうち所管事項について、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時35分

再開 午前 9時36分

○戸張光枝委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第75号議案 令和4年度伊奈町水道事業会計補正予算（第4号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

村山委員。

○村山正弘委員 支出ですけれども、営業費用で総係費として、今回419万5,000円が補正されました。これは人件費ということでよろしいのでしょうか。

○戸張光枝委員長 上下水道課長。

○鳥海 博上下水道課長 この額につきましては、11月に人事異動がございまして、その職員の人件費となります。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 11月の人事異動で人数が増えたということですか。419万5,000円ですよね。

○戸張光枝委員長 上下水道課長。

○鳥海 博上下水道課長 はい。当初4月に人事異動があった以降に、1名、11月に人事異動がありましたので、1名増となりました。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 人員増で理解します。

それで、この総係費の令和4年度末が50,933という数字があります。5,093万3,000円、ありますよね。今度はP Lに移りたいんですけども、P Lにこの5,093万3,000円が移っているかということで、営業費用の総係費のトータルが4,916万円のみで、5,093万3,000円がないんですけども、ここら辺は、この見出しとして来年度の5年3月31日の見込みということでP Lが出ているんですけども、そこはどうなんですか。意味分かりますか。

○戸張光枝委員長 上下水道課長。

○鳥海 博上下水道課長 予算は税込み予算ですので、今5,093万3,000円というふうに計上されていますが、P Lは税抜き表記ですので、それで差があります。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 そうすると、このP Lの数字は税抜きの数字ということでいいんですか。初めて私知りましたけれども。

○戸張光枝委員長 上下水道課長。

○鳥海 博上下水道課長 貸借対照表と損益計算書は税抜きで作成されるものでございます。

以上です。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 そういうことで、分かりました。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 大半は重複しているので割愛させていただいて、時期外の人事異動があった、その理由等があればお聞きできればと思います。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○森田範仁総務課長 11月の人事異動ということでございますが、職員の病気休暇等もありましたものですので、しっかりと業務が滞ることのないように人事を行ったところでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第75号議案 令和4年度伊奈町水道事業会計補正予算（第4号）を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸張光枝委員長 起立全員であります。

よって、第75号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第76号議案 地方公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の質疑を行います。

質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第76号議案 地方公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸張光枝委員長 起立全員であります。

よって、第76号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第77号議案 伊奈町の消防事務を上尾市に委託することに伴う関係条例の整備に関する条例の質疑を行います。

質疑はございませんか。

村山委員。

○村山正弘委員 参考資料の2ページ、何か理解できないんですけども、括弧というのは、括弧閉じるですよ。それで、ここの第37条に町教育委員会、括弧閉じるがあるんですよ。上の括弧はどこにあるんだろうということで、改正案も括弧閉じるが残っているんですけども、どこを括弧にしているのかなど。言っている意味分かりますか。括弧閉じるだけ残っているんで、これは何か意味があるんですかということを行っているんです。

○戸張光枝委員長 消防次長。

○畑 安昭消防次長 ご指摘の件ですが、1行目の任命権者の後のところに始まりの括弧、これでよろしいかと存じます。

以上です。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 そこからつながっているとは思わなかったです。間にまた括弧がありますもんね。

それで、もう一点ですけども、参考資料の9ページ、これ私は知識がなかったんですが、賞じゅつ金というのはどういうものなんですか。賞じゅつ金と、ひらがなで。

○戸張光枝委員長 消防総務課主幹。

○依田 淳消防総務課主幹 賞じゅつ金というのは、消防職員、消防団員が消防作業において、例えば職務遂行に当たって亡くなった方、障害を受けた方に対して賞じゅつ金ということで、功労の程度によりますが、条例の中ですと490万円から2,520万円、それと障害の程度によって190万から2,060万円、そして特別賞じゅつ金というのがありますが、これは最高額の3,000万円ということで、その方の功績に対して支給するということになっています。

以上です。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 初めて知りましたが、いわゆる消防活動や救急活動をして殉職した、それは一番重い亡くなった方だとか、そういう方たちへのものなんですか。

○戸張光枝委員長 消防総務課主幹。

○依田 淳消防総務課主幹 そのとおりですね。災害で殉職された方、そして障害を負った方ということになります。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 これ、質問ではないんですけども、賞じゅつ金のじゅつってどういう字を書くのか、後で教えてくださいませんか。質問ではないですけども。じゅつという字は漢字で恐らくあると思うんですけども、どんな字を書くんだろうと思っているんですけども。

○戸張光枝委員長 消防総務課主幹。

○依田 淳消防総務課主幹 後で調べてお答えいたします。

○戸張光枝委員長 村山委員、よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第77号議案 伊奈町の消防事務を上尾市に委託することに伴う関係条例の整備に関する条例を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○戸張光枝委員長 起立全員であります。

よって、第77号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時46分

再開 午前 9時46分

○戸張光枝委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第78号議案 伊奈町課設置条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はございませんか。

大野委員。

○大野興一委員 生活安全課を2つに分けて、コミュニティ推進課と危機管理課という課に変わったわけですが、こういうネーミングというんですかね、名前をつけた理由はどうでしょうか。今までのこの伊奈町の課名の変更によって、新しい課が生まれてきておりますが、なかなか当を得た課の名前だなというのがありますが、何かこれでいいのかなという感じもありますので、この課の名前を決めた理由、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○秋山雄一企画課長 このような形で課のネーミングを変えた理由等でございます。

課の名前で、業務をやる内容が分かりやすくすること、それと他市の事例などを参考にしながら、この2つの新しい課の名称を決めたというようなことでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 大野委員。

○大野興一委員 それでは、危機管理課という名前について、どんな意味合いでおつけになったんでしょうか。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○秋山雄一企画課長 この新しい課につきましては、部署の所管として、危機管理の全般、総合調整、それと防災について、防災、災害救助、国民保護等、消防も今度4月1日で消防署、消防本部がなくなりますので、その残った消防業務を行うのと、総合交通政策、交通安全と防犯対策、暴力排除というような業務を担当する部署ということになりますので、危機管理課という名称をつけたところでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 大野委員。

○大野興一委員 今、危機管理というのは非常にはやりのような言葉ですが、一般住民の感覚からもっと分かりやすく親しみやすい、そういう課があったほうがいいかなという感じはしますが、これは私の感想でありますので、以上です。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 私、昔区長をやっています、区長はこの生活安全課と大変結びついているんですけれども、そういう観点から質問させていただきますけれども、行政区としての区行政の区長の仕事と、防災関係の区長の仕事があるんですけれども、今回これ2つの課に行かなくちゃいけないのかなという心配をするんですけれども、そこら辺の整理の仕方はどのようにされていますか。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○秋山雄一企画課長 確かに、区長がどちらへ行くか、戸惑ってしまうようなことがないように、入り口としては、区長とのお話についてはコミュニティ推進課でお預かりして、その後、案件によっては危機管理課と協議しながら決めていくというようなことになろうかということ想定しています。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 それで、今本当に配慮しなくちゃいけないのは、自主防災組織を各区が持っているわけですよね。これは危機管理課ですと。それで、いわゆる通常の区行政、町長につながる行政の仕事についてはコミュニティ推進課に行くというようなところの整理の仕方が、区長会なんかには諮ってられるものなんですか。

もともと、この議案が通らなければ、可決された上でやるのかどうかなんですけれども、そこら辺の今後の手順、どうですか。区長会でも混乱するのではないかなという話を聞いていますけれども。

○戸張光枝委員長 ぐらし産業統括監。

○久木 正ぐらし産業統括監 混乱ないようにしっかりと区長さんや関係者の方を丁寧にご案内してやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 ぜひ、その点はお願いしたいと思います。

それと、もう一点ですけれども、これテレビの見過ぎかもしれませんけれども、警察には生活安全課というのがあるかと思うんですよね。上尾警察署にもあるかと思うんです。生活安全課と、私は町の生活安全課はリンクしているものだと思っていたんですけれども、上尾市はどうなんですか。こういう危機管理課とか、こういう消防の上尾市への広域化によって、この議案が出てきたんで、上尾市も同じような動きをしているのかなというところで質問です。どうですか。

○戸張光枝委員長 くらし産業統括監。

○久木 正くらし産業統括監 上尾市につきましては、総務部に危機管理課という部署がございます。

すみません、危機管理防災課がございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 何となくですけれども、例えば私、区長のときに、区長と議員兼務しているときもありますけれども、カーブミラーが必要だよとか、信号つけてくれよとかいうようなときに、生活安全課と警察署の生活安全課が結びついて、すいすいっていたような気がするんですけども、そこら辺、やはり今回同じ条件で、消防の上尾・伊奈広域化ですけれども、そこら辺について話し合われたかどうかというところもお願いしたいと思います。

○戸張光枝委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前 9時56分

○戸張光枝委員長 休憩前を解いて会議を開きます。

くらし産業統括監。

○久木 正くらし産業統括監 暫時休憩でちょっとお願いしたいんですけども。

○戸張光枝委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時56分

再開 午前 9時58分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を続けます。

企画総務統括監。

○石田勝夫企画総務統括監 伊奈町の組織改正は、伊奈町の今回消防の事務委託に備えてしっかり対応するように改正したものでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 了解です。

○戸張光枝委員長 ほかに。

佐藤委員。

○佐藤弘一委員 村山委員と似たような質問になるんですけども、私も分からないのでお尋ねします。

この課設置条例で、先ほどお話も出ていたと思うんですけども、上尾警察も生活安全課ってあったんですね。例えば私たちも、伊奈町の課設置条例で2つの課になりますけれども、例えば上尾市だとか桶川市、近隣も生活安全課だったらやはり同じように分割、状況を分かっている範囲で説明いただきたいんですけども。

私たちがほかに連絡するときも、課が変わると相手も変わったのか変わっていないのか分からないし、例えば同じような事件でどちらにつながますかといったときに、生活安全課って、いままだとそれでいくと思うんですね。相手方、桶川市とか上尾市とかも課設置が変われば、今度、桶川市、上尾市も例えば生活安全課がなくなる、その情報を分かっている範囲でお願いしたいという。質問は分かりますか。

ですから、この課設置の改正というのは近隣市で始まったか、県や国からの指令でこういうふうな危機管理を分割したかと思うんですね。その周りの状況が、やはり6区というか、今後も北足立とかでお付き合いするものですから、ほかの市も12月議会にこの課設置条例が出て、生活安全課がなくなりましたとか、2分割になりましたという、その近隣の情報を知りたいわけです。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○秋山雄一企画課長 今回、私どもの第78号議案については、同時期に近隣の市町村が同じように部署を分けるという条例等は出してはおりません。

ちなみに、ご案内申し上げますと、上尾市は現在も、例えば危機管理防災課、あと交通防犯課ですとか、市民協働推進課とか、もともとそういう部署があります。それと、桶川市も、自治振興課ですとか、安心安全課ですとか、もともと部署が分かれています。私どもの町では生活安全課が全てを所管していた。それに、消防本部、消防署がなくなってしまいますので、新しい消防業務が生活安全課に1つ業務が増えましたので、さらに業務を細かく推進していこうという意味で、伊奈町のみ、今回12月議会での組織改正をお願いしているというようなところでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 佐藤委員。

○佐藤弘一委員 今の説明を聞いて確認ですけれども、近隣がもう生活安全課で1か所で受けていたのではなく、もう危機管理だとか分割していたということですね、近隣は。

伊奈町にとっては、それをまとめて生活安全課が、課で1つでやっていたのを、ここで危機管理と分けて、近隣と合わせたというか、そういった形にしたという理解でよろしいのか、確認でございます。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○秋山雄一企画課長 そのとおりでございます。

○戸張光枝委員長 佐藤委員。

○佐藤弘一委員 ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

高橋委員。

○高橋まゆみ委員 コミュニティ推進課の国際化に関する事項というところで、以前から外国人に対しては、生活安全課が担当だったかと思えますけれども、単純な質問なんですけれども、なぜ生活安全課が外国人の方担当になっているのでしょうか。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○秋山雄一企画課長 現在も、おっしゃるとおり、今、生活安全課で所管しております。地域コミュニティ全体として、日本人の方も外国人の方も地域の中で一緒に住民同士が協力し合い、暮らしていくという観点の中で、生活安全課が所管していたというようなことになってございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 そういったことでいくと、コミュニティ推進課と危機管理課に分けられたことで、より分かりやすくなったかなという感覚を受けました。国際化に関する事項ということで、今後外国人の方も増えていかれるのではないかなという気はするんですけれども、まず何かあったらコミュニティ推進課に行くという形になるのでしょうか、相談事とか。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○秋山雄一企画課長 その案件にもよりますが、専門的に、例えば住民票とか、そういうことですと住民課にはなりますが、地域の困り事ですとか、生活の困り事の全般的なことについて

ては、恐らく新しいコミュニティ推進課になるのかなと。ただ、ごみの捨て方が分からないとか、個々具体的なものについては、コミュニティ推進課と、例えば環境対策課で合同で対応するような形になって、入り口としてはコミュニティ推進課で、ある程度受け入れることは想定されるかなとは思っております。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 外国から来たばかりの方というのは、役所の仕組みとか全く分からないと思うので、まずは、コミュニティ推進課に行ってくださいと誘導して、そこから相談によって各課にアプローチしてあげるとい、そういった気遣いというか、そういうこともしてあげたほうがいいかと思しますので、よろしくをお願いします。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第78号議案 伊奈町課設置条例の一部を改正する条例を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○戸張光枝委員長 起立全員であります。

よって、第78号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第79号議案 伊奈町個人情報の保護に関する法律施行条例の質疑を行います。

質疑はございませんか。

大野委員。

○大野興一委員 まず、表題の伊奈町個人情報の保護に関する法律施行条例と、こういうふうにあります、この施行条例という名前、法律の名前ですね、これはどういう意味をなして

いるんですか。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○森田範仁総務課長 伊奈町個人情報保護に関する法律施行条例ということで、今回、個人情報保護に関する法律の改正に伴いまして、その法の施行に係る部分、法の施行に係る規定を整備したこととなりますので、こういった条例名とさせていただいたところでございます。

○戸張光枝委員長 大野委員。

○大野興一委員 法律の施行をするという目的、そうすると今までの個人情報の保護に関する条例というのがありますが、それはどうなるんでしょうか。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○森田範仁総務課長 今までありました伊奈町の個人情報保護条例につきましては、廃止になります。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 大野委員。

○大野興一委員 なぜ廃止するんですか。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○森田範仁総務課長 こちらにつきましては、新たに今回の第79号議案でお願いさせていただきます、伊奈町個人情報の保護に関する法律施行条例を新たに制定するからでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 大野委員。

○大野興一委員 ちょっと矛盾するのではないかと思うんですよ。施行条例って、要するに国の個人情報保護に関する法律、国の法律を施行するためにつくられたと、こういう法律、どういう説明を、先ほどもされたと思いますが、質問を変えまして、この第1条、第2条、第1条は趣旨でありますよね。そして、第2条は定義になっておりますが、この間に法の目的というのがあるはずなんです、それはどこにあるんですか。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○森田範仁総務課長 今回の施行条例の各条の規定している内容の関係になろうかと存じます。今回の上程に当たりましては、ちょっと流れからご説明させていただきますと、従来は国の行政機関ですとか、あとは独立行政法人、または地方公共団体でおのおのそういった個人情報保護に関する法令を整備しておりました。それが、このたびの個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴いまして、今まで個々にあったものが一本化になるということで、

改正後の個人情報保護に関する法律施行条例を制定させていただくわけですが、もともとの法律の中で、全てがもうできておりますので、その法律にのっって、今後は運用していく形になります。

ただ、そうした中に、各市町村等で条例の中で定めなさいよという規定があったり、または条例で定めることが法律で許容されていますよという事項がございます。そういったところについて、今回町の条例の中ではうたわせていただいたということになります。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 大野委員。

○大野興一委員 基本的に個人情報というのは非常に重要な内容、要するに基本的人権に関わる内容であると。それを、それぞれの市町村で保護をしていくという条例をつくってきたわけですが、ここで社会的な大きな変化があったということではありますが、そのことによって、個人情報を使いやすくすると、ほかの民間の企業とか、あるいは外国の企業とか、そういう法律に変わってきたということではないのでしょうか。この国の基になる法律の第1条の内容についてお聞きいたします。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○森田範仁総務課長 令和3年5月に、デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律と、先ほど来申し上げます個人情報保護に関する法律が改正されまして、今までの各個人情報保護法をおのおのの団体によって持っていたものを、この法律の改正により一本化することができましたよということに倣って、各市町村においては同様の改正を行っているところでございますので、町といたしましても、その法律の趣旨にのっって、新たに改正をさせていただきたいと認識しているところでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 大野委員。

○大野興一委員 ありがとうございます。

いろいろとご説明いただいて申し訳ないんですが、副町長にこのことについて、県でも同じように条例の改正をしていると思いますが、今までの個人情報保護条例と大きく変わっている部分についてお聞きします。

○戸張光枝委員長 副町長。

○関口大樹副町長 基本的には、先ほどご説明申し上げましたとおり、法の改正に伴う条例改正ということだと考えております。ご案内のとおり、3年ごとの見直しに係る検討というこ

とで、その着眼点に即しまして、3年ごとに個人情報保護法の見直しを進めているものだと思います。一部個人の権利利益などは強化されたところもございますので、そういった趣旨で町としても条例を改正し、適切に個人情報の保護について取り扱っていくと、そのように考えております。

以上です。

○戸張光枝委員長 大野委員。

○大野興一委員 それでは、この法律を施行する条例と決めているということは、地方自治の原則であります、いわゆるチェック機能ですよ、そういう内容は達成されなくなってくるのではないかと思うんですが、そのあたり、どうですか。

○戸張光枝委員長 副町長。

○関口大樹副町長 あくまで条例、個人情報保護を廃止するということではなくて、システムの変更ということだと思います。各個別の市町村が条例を持って個人情報を保護していたものが、国一本で個人情報保護法の下で個人情報を保護していく、その施行について、各市町村で施行条例を設けていくという形の変更かと思っておりますので、大きな個人情報に対する懸念というものはないものかと思っておりますけれども、そういった懸念が生じないように、町としては努めてまいりたいと、そのように考えます。

以上です。

○戸張光枝委員長 大野委員。

○大野興一委員 では、もう少し質問させていただきたいんですが、それは、例えば国の法律が変わりますよね。そして、ではそれに沿って、この条例の内容は変わりますか。今のこの第79号の条文は変わりますか。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時17分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を開きます。

大野委員。

○大野興一委員 第79号です。町の今出されている議案です。

○戸張光枝委員長 副町長。

○関口大樹副町長 当然、国の法律の内容が変わってくれば、変わる可能性はあるのかと思うんですけども、国の法体系に伴いまして、市町村で定めるべきものを今回定めているということだと思います。各市町村も同様の条例の改正並びに制定をしているのかなと考えますので、そのように対応していくということだと思います。

以上です。

○戸張光枝委員長 大野委員。

○大野興一委員 一応、内容的に本当に変わってくると思います。個人情報というものは、かなり大幅に公開されていくという方向に進んでいくのではないかと思います。そういうことに対する、やはり地方自治としてのチェック機能を果たせるような、そういうことが非常に今後大事であるのではないかと考えております。

ということで、本来ならば、地方自治としての独自に個人情報保護の条例をつくってきた経緯もありますので、施行条例ではなくて、個人情報に関する条例の改正をするべきではないかと思うのですが、一応それは感想として述べさせていただきます、一応私はこの条例については留保したいと思います。

以上です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ないです」と言う人あり〕

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第79号議案 伊奈町個人情報の保護に関する法律施行条例を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸張光枝委員長 起立多数であります。

よって、第79号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時34分

○戸張光枝委員長 休憩前を解いて、前に引き続き会議を開きます。

次に、第80号議案 伊奈町職員定数条例の一部を改正する条例の質疑を行います。
質疑はございませんか。

村山委員。

○村山正弘委員 質疑に当たり、いろんな数字を出しちゃまずいんで、令和3年度の決算資料2の190ページの決算カードを基に少し質問させていただきたいと思うんですけども、まず現在の、令和3年度の末の町長部局の人数が、左側の表で227人とありますよね。1つは、この条例が昭和46年度に制定されて、現在ずっと来ていて、私は24年間議員やってきて初めて見る条例なんですけれども、215人という数字が昭和46年の数字なんです。それで、本来行政は条例に基づいて行政を施行するんですけども、227人と215人のプラス12人について、どのような観点を持っているかということをお尋ねしたいと思います。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○森田範仁総務課長 町の職員数の合計と、あとは町の職員の中にも、例えば常勤の職員であったり、任期付の職員、昨今の再任用職員という者も含まれております。そういった職員を、今度は条例では常勤の一般職員について定数を設けますと、町長の部局、議会の部局、あとは教育委員会の部局等々ですね、そういった部局ごとに何人を配置するんですかという定数条例を各市町村で設けてございます。

そういった中で、現状の人数と定数の条例は違いがあるといったところになっておりますが、このたびにつきましては、その定数、常勤の職員を今現在、委員おっしゃる215人から234人に増やしたいという内容の提案をさせていただいたところでございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 私が聞きたいのはそういうことではなくて、それでは、1枚めくった第80号議案の参考資料を見ますよね、町長部局の人数というのが。これがいわゆる職員の人数の対

比になっているんですけれども、215人から234人に行くのが、まずはそこが云々ではなくて、なぜ227人という数字があるんですかということなんですよね。いわゆる条例を守るのがやはり行政の仕事だと思うんですけれども。

○戸張光枝委員長 企画総務統括監。

○石田勝夫企画総務統括監 今説明が足りなくて、申し訳ございません。少し補足させていただきたいと思いますが、委員ご指摘の決算カードの数字なんですけれども、こちらは一般会計で支払っている職員の数になりますので、定数とはまた違う考え方になります。ですので、一般会計、特別会計、それぞれございますけれども、一般会計の職員が基本になっております。

一般会計というか、すみません、言い方を間違えまして、普通会計です、普通会計の職員になりますので、この定数の条例の中にも、例えば町事務部局が215人、そのほかに議会事務局、選挙管理委員会、監査委員会、公平委員会、農業委員会とかありますので、これで普通会計の職員であればそちらに加算して、この227人に含まれるという形になりますので、あくまでもこちらは組織上の町部局の職員として215人という数字を条例では表現しているという形になります。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 そうすると、現在は条例に基づいて人員配置をしていますという解釈でいいですか。

○戸張光枝委員長 企画総務統括監。

○石田勝夫企画総務統括監 そのとおりでございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 それでは、続けてですけれども、215人を234人にする変更の理由はどのような理由でしょうか。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○森田範仁総務課長 19人増とする内容でございますが、やはり昨今の行政需要に対応するために、今後見込まれます庁舎建設であったり、また子供・子育て、福祉部門、または住民窓口ですね、そちらの充実を図る必要がある。また、加えて消防の広域化後に、消防の業務等の見直しがあります。課設置条例でもございましたが、機構の見直しもございます。さらに、加えてごみ処理広域化関係で、また職員の配置を増員することも考えられますので、含めま

して19人を増やしたいという内容でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 どんぶり勘定ですけれども、19人って、いわゆる年収600万円とすると1億2,000万円という人件費が今後はかかっていますよということなんですよね、大まかにね。それで、だからこら辺で慎重にお話したいんですが、まず先ほどの決算カードで、職員1人当たりの町民人口というのがあるんですよ。この2行目の真ん中のところに職員1人当たりの町民人口、伊奈町は149人に1人ですと。町民ゼロ歳から100歳までの人たちの人数で、149人に1人、年収600万円の職員がいるんですよということなんですけれども、この数字がどうかということが、どのような水準なのかというのが分からないんですが、上尾市はどのくらいなのでしょう。いわゆる今回消防関係で、広域化関係でこれも議案が出てきたんで、そこら辺を聞いてみたいんですけれども。

○戸張光枝委員長 企画総務統括監。

○石田勝夫企画総務統括監 今回の数字の部分でおきましては、同等の市町村、もしくはある程度の規模の市と比較させていただいております。上尾市のデータは、規模が違うのと、組織が違い過ぎますので、データはないんですけれども、例えばでよろしいでしょうか。杉戸町、こちら人口が12月現在4万4,205人になっております。また、あと三芳町、こちらはデータが10月の人口ですけれども、3万7,756人、いずれも伊奈町の12月の4万5,251人よりも少ない町村ですけれども、こちらの定数につきまして、こちら町長の事務部局の職員という部分で条例を見ますと、三芳町が270人、杉戸町が275人になっています。伊奈町は215人。

内容の捉え方も多少は違うんですけれども、ここはすみません、単純な形で比較しますと、そこでこの定数の町部局の部分の職員の、町民が職員1人に何人つくのかという形になりますけれども、伊奈町の場合は210人程度に対して職員1人という形になります。三芳町につきましては、140人に1人、杉戸町については、160人程度に1人ということで、その部分の行政サービスの、一生懸命こちらの職員の努力ということもありますけれども、対応しておりますけれども、いろんな需要が増えてきておりますので、対応はだんだん難しくなってきましたので、ここで少し増やさせていただきまして、増やしたことによって、その対応人数ということになると、単純計算ですけれども、伊奈町は193人というふうに、200人を切るような形になります。

また、桶川市、北本市の例もあるんですけれども、10万以下の市という形になりまして、桶川市ですと、11月で人口が7万4,648人いまして、市長部局の職員数が414人いますので、

そうしますとやはり市民180人で1人。また、北本市につきましては、こちら6万5,823の人口ですけれども、こちらにつきましては、市長部局の職員につきましては、条例上372人というふうになっております。これも数字に直しますと、市民761人に対して1人という形になっておりますので、ある程度200を切る数字という部分が、この規模であれば妥当なのかなというふうに判断はしております。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 聞き違いかもしれないけれども、北本市、760人ですか。

○戸張光枝委員長 企画総務統括監。

○石田勝夫企画総務統括監 すみません、言葉が明確ではなかったと思います。

北本市は176人です。申し訳ございません。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 大体数字は分かりました。

それで、私が心配するのは、昨年度の伊奈町の合計特殊出生率が1.27という数字ですよ。それで、心配するのは、少し前まで小学生、中学生が1学年500人いたんです。教育長の関係でもあるんですけども、だから、小・中学生で何人か、4,500人というレベルがずっと出てきたんですよ。それが、昨年度生まれた子供数が200人台になったんですか。280人とかそういう数字で、物故者が三百二、三十人ですか。その数字をスマホの中のホームページで拝見しているんですけども、人口はどんどん減っていく、職員は増やしていくと、こちら辺は一つ心配があるんですよ、将来を見越した形で。

また、昭和46年から今までずっと51年間、いじらなかつた条項が、これでまた50年続くとして、伊奈町の人口はどうなるかというある種の、ある種のというか、伊奈町の計画でも令和7年度ですか、今度いわゆる後期基本計画が打ち出すこの人口が4万7,000人、それから減っていくのではないかというような見通しがあるんですけども、そこら辺との絡みを検討されていますか、人口の推移という面で。

○戸張光枝委員長 企画総務統括監。

○石田勝夫企画総務統括監 伊奈町の定数条例につきましては、平成26年の12月議会で1回、改正させていただきまして、当時200人を215人という形にはしております。ただ、その後、8年たちまして、今回の行政需要に関して少しお願いしていくという形になります。

この8年間に、当然行政の需要という部分で、漠然的な表現ですけれども、例えば課の設

置でいきますと、産業振興課、アグリ推進課と元気まちづくり課に分けたり、また健康増進課のワクチン接種という部分が出てきたり、また今回の消防、そして今回は、昨年ですか、社会福祉課、いきいき長寿課という課の統廃合というか、分課ですね、そういうのも行ってきました。

また、マイナンバーとかコロナの対応、さらには子育て、残念ながら虐待という事件も起きて、その後、職員体制の充実というのも議会の皆様にお約束して、対応してきたところですけども、定数は変えずにこの8年間はやってきたんですけども、やはり今後の、今のところ基本的に我々が考えているのは、令和9年ぐらい、10年ぐらいを目安にして数値は設定しておりますけれども、村山委員ご指摘のとおり、今後人口とか、そういう部分もありますので、当然そのときに職員が充足しているようであれば、今後退職職員もいますので、退職補充をしないような形という形で、またそのときに定数の条例の改正も発生するのではないかと考えております。

その時代、時代の行政需要、もしくは人口の状況、あとはこういういろんな今申し上げました事業に応じて、柔軟に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 いろいろ検討されているようで安心しましたけれども、昭和46年度での数字を変更ということと、平成27年の条例変更とのその関連はどうなんですか。平成27年の定数215人にしたときの、215人にしたのは平成二十何年なんですか。

○戸張光枝委員長 企画総務統括監。

○石田勝夫企画総務統括監 215人になったのは、平成27年4月からになります。こちらについては、そこで定数に対しまして、職員数の増という部分で一気にしていったわけではもちろんございませんけれども、行政需要の部分で、当時その何年か前に、子育て支援課という部門を設置したりしておりましたので、そういう対応も含めてやってきたところでございますけれども、当時の細かい状況というのは、すみません、申し訳ないんですけども、資料がなくてお答えできないんですけども、今回と同じように、もちろん検討させていただいて、対応という形で議決をいただいたというように認識しております。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 この条文の、第80号議案の冒頭に、昭和46年度、それで今、統括監の説明で、

平成27年度と、なぜ昭和46年度変更されたものが、平成27年度を変更するのではなくて、昭和46年度を変更するかと、そこら辺はよく分からないんですけれども、この条文がね、提案理由の。こういういものなのか。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○森田範仁総務課長 委員おっしゃる第80号議案の昭和46年という部分でございますが、こちらにつきましては、伊奈町の職員定数条例が制定されたのが46年の段階でつくられたと。その後、恐らくという表現は恐縮でございますが、各部局ごとの定数を定めてきて、先ほど統括監が申し上げた平成26年12月に、町部局の定数を今の215人、施行が27年4月からというような改正を行ったものでございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 大体分かりました。いろいろ検討されていることは分かりましたけれども、今、先ほど普通会計と一般会計といったお話がありました。決算カードに出ているのは普通会計で、一般会計とは違うよと、それも薄学ながら理解するところがあるんですけれども、いわゆる町の財政というのは、家庭で考えれば収入は決まっているんですね、ある程度。いわゆる税収五十何億円というのはある程度決まっているわけです。その中の人件費、いわゆる義務的経費の大半を占める人件費が、この条例によって、さっきの話で1億2,000万円上がるんですよと。それでは、この決算カードに出ている普通会計上の227人が、今度はこの条例によって、決算カードでは何人ぐらいいる、ここに丸々15人増えるんですかということ質問したいんですけれども。

現在が215人という定数の中で、227人という普通会計があるとしたら、今度234人になったときに、普通会計の227人が何人になるんですか。二百四十何人になるんですかということ質問いたします。

○戸張光枝委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時54分

○戸張光枝委員長 休憩前を解いて会議を開きます。

総務課長。

○森田範仁総務課長 先ほどのご質問でございますが、こちらに記載のあります一般職員の部分につきましては、19人増える形になるかと思えます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 そうすると、227人足す19人でいいんですか。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○森田範仁総務課長 この中で採用がありましたり、また退職も発生するかと思えますが、19人増ということを見込みますと、246人でございますか、そういう数字になってくるかと思えます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 理解できました。いろいろな数字があって、頭の中がやっと整理できたんですけれども、要はさっき大まかに言ったように、1億2,000万円が、これがいわゆる義務的経費として加算されてきますから、一般会計130億円という中の1億2,000万円を、どうやって事業を維持しながら確保していくかということが大きなテーマになると思えます。その点、慎重に検討をお願いして、質問を終わりにしたいと思います。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 ほかに質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第80号議案 伊奈町職員定数条例の一部を改正する条例を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○戸張光枝委員長 起立全員であります。

よって、第80号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第81号議案 伊奈町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行い

ます。

質疑はございませんか。

村山委員。

○村山正弘委員　ここで私もおぼろげながらなので、確認しておきたいんですけども、現在再任用の職員がいると思うんですが、再任用の職員の人数と、再任用の期間というのは何年なんですか。60歳から65歳までかなと思ったりしているんですけども、そこら辺、はっきり確認させてください。

○戸張光枝委員長　総務課長。

○森田範仁総務課長　再任用職員の人数ということでございますが、再任用の人数が合計で28人いらっしゃいます。任期につきましては、1年という形で更新していく形になります。65歳までが再任用職員として勤務が可能となっております。

○戸張光枝委員長　村山委員。

○村山正弘委員　1年ごとに更新して、65歳まで可能だと。65歳から、いわゆる年金が下りるから、そこまでの救済措置だということで確認します。

それで、今回令和5年から令和13年度で、5年間定年が延びていくと。年次ごとに延びていくと。そうすると、例えば、今の統括監に言うんではないですよ、対象ではないですけども、現在統括監がいると、60歳で。61歳でも統括監をやっていると。そうすると、今度は統括監になるべき人が1年遅れると。もう一年たつと、62歳まで統括監やっていく、あるいは課長をやっていくと、そうすると今度は上がるべき人が上がれないんじゃないかと、そういう昇進の弊害はないんですか。そこら辺の配慮はどうなんですか。

○戸張光枝委員長　総務課長。

○森田範仁総務課長　委員おっしゃる定年が今後延びていくに当たりまして、今、統括監という職が、延びてもそのままなのかなというようなところでございますが、こちらは定年延長に伴いまして、管理監督職員の上限年齢というのが設けられるようになりまして、一応これが60歳までとなっております。そうなりますので、61歳になる年度からは管理監督職ではない職に就く形となります。

以上でございます。

○戸張光枝委員長　村山委員。

○村山正弘委員　今、再任用制度で、これも私はっきりしないんですけども、感覚的な知識では、7級職の人が再任用すると主任クラスになるというのが再任用の制度ですよ。そう

すると、今回の定年延長は、定年延長となりますから、60歳になっても7級職は7級職だという、給与面ではどうなんですか。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○森田範仁総務課長 お給料の関係でございますが、こちらは60歳に達した日、後の4月1日以降は7割水準という形になりますので、現在のお給料が7割の支給という形になります。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 もう一点確認したいんですけども、そうすると新入職員というんですか、会社では新入社員ですけども、いわゆる職員採用計画にはどのような影響がありそうだと考えたらいいですか。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○森田範仁総務課長 先ほどの定数の関係もございまして、やはり従来より退職補充ということは基本の考えとしてやってまいりました。ただ、バランスもあります。もちろん新陳代謝ということで、今後伊奈町を背負っていただける若い職員の方にぜひとも就いていただきたいというのはございまして、定数とのバランスも含め、さらには65歳までの延長が可能となるわけでございますので、しっかりと見極めてまいりたいと存じます。

以上です。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 そちら辺もしっかりお願いいたします。

以上です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第81号議案 伊奈町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を、原案のとおり決

することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸張光枝委員長 起立全員であります。

よって、第81号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第84号議案 町道路線の認定についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第84号議案 町道路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸張光枝委員長 起立全員であります。

よって、第84号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第85号議案 町道路線の廃止についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 こちら、昨年ですか、あそこの駐車場のところに入っている町道を廃止して、歩留りになったところかと思うんですけども、この廃止部分については、どちらの方が購入とかというのは伺えるものでしょうか。

○戸張光枝委員長 土木課長。

○今野茂美土木課長 今回の廃止されるところの、その部分の所有者ということでよろしいですか。

○武藤倫雄副委員長 はい。

○今野茂美土木課長 オリックスということで聞いております。オリックス不動産です。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第85号議案 町道路線の廃止について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸張光枝委員長 起立全員であります。

よって、第85号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務建設産業常任委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

閉会の前に、副委員長より挨拶をお願いいたします。

○武藤倫雄副委員長 皆様、大変お疲れさまでございました。

○戸張光枝委員長 ありがとうございます。

以上をもって総務建設産業常任委員会を終わります。

ありがとうございました。

閉会 午前11時09分